

性・人格・自己決定

セックスワークは性的自由の放棄か

江 口 聡

要 旨

本論では、性と人格が結びついているという主張、および、セックスワークは自身の「性的自己決定権」や「性的人格権」を侵害する行為であるため社会的に許容するべきではないとする主張をとりあげ検討する。まず「人格」という曖昧な言葉の分析を行ない、それがいくつかの違った意味を含んでいること、そして、personとしての「人格の尊重」は、自律や自己決定の尊重を含むことを主張する。次に、セックスワークが性的自由や自己決定権の放棄につながるという見解は、「譲渡できない権利」という概念に含まれる「請求しないこと」と「放棄すること」とを混同した結果生じた支持できない見解であることを示す。最後に、自己決定や同意にもかかわらずある種の性的行為は危害をもたらす可能性があり、これが「性的人格権」を提唱する人々が危惧している点であると解釈することができることを示唆する。

キーワード：セックスワーク、売買春、性的自己決定権、性的人格権

ポルノグラフィや買売春の倫理性を検討する上で、国内でも近年「セックスワーク論」が支持者を増やしている。これは、ポルノグラフィ出演や売春、性風俗を正当なサービス労働ととらえ、売買春の非処罰化・合法化、待遇の改善、社会的スティグマの軽減などを指すものである¹⁾。これらの議論は主として「性的自己決定権」、つまりわれわれはいつでもどこで誰と性交渉をもつかを自己決定する権利をもつ、という考え方にもとづいている場合が多い。

一方で、女性に対する暴力やポルノグラフィの悪影響への関心から、こうした動きに反対する論者も少なくない。なかでも「性と人格の結びつき」および「性的自由」や「性的人格権」といった考え方に立脚した議論は興味深い論点を含んでいる。たとえば国内で最も活発な活動をしているセックスワーク・ポルノグラフィ否定論者である中里見博は、「人の尊厳を確保するためには〈性〉は〈人格〉と切り離されるべきではなく、むしろ〈人格〉を構成するものとして積極的に位置づけられる必要がある」として性的自己決定権とは別の「性的人格権」を認めるべきであるとする。そして、性的人格権は「性が金銭によって売り買いされることを否定するものである。それゆえ、他人の身体を性的に使用する権利を金銭で売買する行為は、他人

1) 紙幅の都合上「セックスワーク論」そのものについては本論では紹介・検討することができない。Delacoste and Alexander (1987)；田崎 (1997)；Weitzer (2000)；松沢 (2000a, b, 2003)；要・水島 (2003)；水島 (2005)；青山 (2007)；お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(2008)などを参照。

の性的人格権を侵害する行為と評価されなければならない」(中里見、2007b、p. 227)として、売買春の倫理的・法的許容可能性を否定する。

本論ではこうしたセックスワーク論に反対する立場を、特に「性と人格のむすびつき」と「放棄できない権利」を焦点に検討したい。

1 「性と人格の結びつき」という問題

「性と人格の結びつき」は主としてフェミニズムに関心をもつ社会学者を中心として1990年代に活発に議論されたテーマである。議論の発端は文学者松浦理英子の論説「嘲笑せよ、強姦者は女を侮辱できない」(松浦、1992)である。松浦は性暴力(レイプ)が「女性の人格を否定し破壊する」といった言説を批判し、性暴力によって女性の人格が傷つけられると考えることこそが性暴力を容認する男性中心的社会の固定観念であると指摘した。また、社会学者赤川学は近代の売買春批判の議論を歴史社会的に分析するなかで、「性そのものが人格や人間性の中心に位置する」というレトリックが中心的な位置を占めていたことを指摘し、こうした言説を「性＝人格論」と命名した。(赤川、1995、1999)。松浦の問題意識や赤川の研究成果を受けて、社会学者上野千鶴子は「性と人格の結びつきは、「近代パラダイム」であり、「男性にとっては性と人格の分離が可能だが、女にとっては性と人格の分離は不可能だ、という「性の二重基準が組み込まれています」と主張する(上野、1998、p. 23)。したがって、「性＝人格論」を解体し、性と人格のむすびつきを切り離すことができれば、性暴力被害者の心理的苦痛をやわらげ、またセックスワーカーに対するスティグマも軽減されるだろうとする²⁾。

一方、こうした議論に対し、社会学者浅野千恵は「性＝人格論」批判はフェミニスト的ではないとして、性と人格のむすびつきを近代固有のものとする赤川らの見解を批判している(浅野、1998)。また性と人格は深く結びついているという観点から、哲学者杉田聡は「性＝人格原則」を、法学者の角田由紀子、若尾典子、中里見博らは「性的人格権」ととなえ、性暴力の不正さはまさにそれが暴力であると同時に人格や人格にまつわる権利に対する侵害でもあることに由来すると考えられるべきであること、売買春やポルノグラフィもまた女性の人格を毀損するものであって許容されるべきではないことを主張する(杉田、1999、2003；角田、2001；若尾、2003、2005、2006；中里見、2007a、b、2009b)。本稿の目的は、こうした性と人格は結びついているとする議論の有効性を検討することである。

杉田聡が指摘するように、多くの「性と人格の結びつき」の議論には不明瞭で錯綜したところが見うけられる³⁾。歴史的経緯によって「人格」という言葉は多義的であり、まずその意味

2) 性暴力を中心にした「性と人格」問題の経緯については喜多(2005)も参照。

3) 杉田は上野が用いる「人格」の語の多義性とそれがもたらす議論の混乱を鋭く分析し批判している。彼の分析によれば、上野の用いる「人格」は(1)人となり(パーソナリティ)、(2)尊厳を有する人たるベルゾーン、(3)愛もしくはそれに類する心情・内面を指す場合があるとされる(杉田、2003、p. 202)。本稿はこの分析を参考にした上で、別の分析を提示する。

を分析し明確化しておく必要がある。歴史的事情によって、日本語の「人格」は「(権利の主体となる意味での)ひと(英語ではperson)」を指す場合もあれば、「人となり(personality)」や「品性(character)」を指す場合がある⁴⁾。これらを混同することは避けられるべきである。「性と人格は結びついている」とはどのようなことなのだろうか。

2 「人格」の用法

ここで、「性と人格は結びついている」という表現の意味を明らかにするために、いくつか解釈あるいはパラフレーズしてみたい。それによって、「人格」という語が非常に多義的であることが明らかになるだろう。私が提案する「性と人格は結びついている」という文の用法あるいはパラフレーズは以下のようなものである。

(P 1) 性行動や性経験、性自認などはそのひとの幸福や心理的な安定あるいは統合性に重要である。

おそらくこれが「レイプは女性の人格を破壊する」のような表現にかかわる意味である。心理的な事実として、ハッピーな性行為や性関係はわれわれの心理的な安定や自尊心に貢献するだろうし、逆に性暴力や望まないセックスはわれわれの心理的な安定を阻害し、自尊心を下げるだろう。

(P 2) 性行動や性欲、性自認のあり方はそのひとの記述的な意味での「ひととなり」(personality)や「個性」、アイデンティティの(重要な)一部である

われわれは自他がどのような人間であるのかを気にする動物である。そして性愛はわれわれの生活のなかで大きな部分を占めていることが多いために、どのような性自認をもっているか(自分を男性と考えるか女性と考えるか、それ以外か)、どのような性欲を抱くか(異性愛者か同性愛者か、どのような対象とのどのような性行動を好み望むか)、どのような性行動を行なうかなどはそのひとの「人となり」や「ひとがら」、個性、アイデンティティの一部でありえる。文脈によっては、こうした性の側面はあるひとがどういう人であるかを理解し述べる上で重要な部分でありうる。

(P 3) 性行動その他はそのひとの「人となり」に結びついており、そのゆえにそのひとの(他と比較可能な)価値と結びついている。

このP 3の意味での「結びつき」は、価値中立的なP 2と異なり、価値についての判断を含

4) 明治期に哲学者と心理学者がそれぞれpersonとpersonalityという語に対して「人格」という同一の訳語を当てた経緯については佐古(1995)および赤川(1999)を参照。また「人格」の語の多義性が国内の生命倫理学にもたらした混乱については江口(2007)を参照。

んでいる。性的暴行犯のように、邪悪な性欲を抱き、実際に邪悪な性行動をとる人となりは、そうではない人よりも低く評価される傾向にあるだろうし、またそうあるべきだろう。上のP 2は単に「人となり」を理解する上で性が重要であると述べているのにすぎないのに対して、P 3は性がひとの価値や評価と結びついていると主張している。

おそらく上野千鶴子が前述のように「男性にとっては性と人格の分離が可能だが、女にとっては性と人格の分離は不可能だ」と考えられていると述べるときにはこの意味が含まれていると推測される。特に注意しなければならないのは、このような用法での「性と人格の結びつき」は、われわれの好みや偏見にもとづいたものかもしれないことである。われわれの社会には女性が多く性の体験をもつことを嫌い、ましてや金銭で性を売買することを非難する傾向がある。そのため、このような社会的な傾向の上で、この「性と人格との結びつき」は、たとえば、「性的に活発な女性は価値が低い」とか「性的暴行の被害者になったひとは（性的な）価値が下がる」といった正当化されない偏見を含んだ意味で用いられることがあるかもしれないことである。

(P 4) 性はひと (person) の「尊厳」(dignity) に結びついている

これは特に後に検討する「性と人格の結びつき」を肯定することによって売買春に反対する人々が用いる用法であると思われるので、解釈が必要である⁵⁾。P 2の「ひとの価値」が比較したり減じたりすることのできる価値であるのに対して、「尊厳」は比較不可能で決して毀損すべきでない価値を指すのに用いられる。こうした「ひとの尊厳」という概念について語られる場合に頻繁にひきあいに出されるのが哲学者カントの『人倫の形而上学の基礎づけ』での議論である。非常に雑駁に言って、カントは、理性的な判断を行ない、自分自身を律する（自律する）ことができるひと (Person) は他との比較・交換を許さない尊厳 (Würde) をもち、ひと以外の物品が比較・交換可能な価格をもつことと対照されると主張した。しかし、そうした比較・交換不可能な価値をもつとはどのようなことを意味するのだろうか？ 一つの解釈は、カント自身の有名なフレーズを用いれば「汝の人格の中にも他のすべての人の人格の中にもある人間性を、汝がいつも同時に目的として用い、決して単に手段としてのみ用いない、というふうなふうに行為せよ」ということを含意するということである。簡単にいえば、自分をふくめすべての人々を目的をもつ存在として扱い、その目的を尊重するという形で人を尊敬すべきだ、ということになる。そして、人を尊敬するということは、ひとの自由と自律を尊重するということである⁶⁾。

もしこのラインで「尊厳」という語が使われているとした上で少し大胆な推測をすれば、「性はひとの尊厳と結びついている」という文は、「どういう性行動をとるか自己決定を尊重す

5) 実際、杉田 (2002) や中里見 (2009b) は明示的にこの意味で用いている。

6) カントの議論や「人間の尊厳」といった概念の解釈は難しい。ここでの解釈はひとまずNorman (1998)にしたがう。

ることが、そのひとを尊重することになるのだ」と主張なのだと言えそうである。

こうして、「人格の尊重」という理念は、性的自由の尊重と理解され、「性的自由」は「性的自己決定権」として理解されるのが一般的である。そして性的自己決定権は、「いつ、どこで、誰と、どのようなセックスをするかを定める権利」のように理解されることになる。

こうした「性的自由」や「性的自己決定権」の重要性は、最近ではかなり広く認められるようになってきた。性的暴行やセクハラなどの性的強制がこのような権利や自由を侵害しているのは明らかである。法的にも、過去には強制わいせつや強姦は風俗に対する犯罪であると解釈されていたが、現在では性暴力が不正であるのは性的自由や性的自己決定権を侵害しているからであると理解される（木村、2002、p. 247）。

ところが、こうした自由や権利を認めるならば、売春する自由や権利も認めるべきであると主張することも可能になるように思われる。「いつ、どこで、だれとどのようなセックスをするかを定める自由」があるのであれば、自分の性的能力を労働として商品化することも「自由」に含まれるように思われるからである。90年代から次第に支持者を増やしている「セックスワーク論」もそうした考え方にもとづいている。

3 性的自己決定権と「性的人格権」

一方でこのような考え方に「性と人格のむすびつき」の観点から反対する論者もいる。先にあげた、角田由紀子、若尾典子、杉田聡、中里見博などが有力な論者である。これらの議論は非常に興味深いものなので、詳細に検討したい。

これらの論者は、性は人格と深く結びついているがゆえに、単なる労働と考えることはできないと主張する。そして、「性的自由」には性的自己決定権とは別の「性的人格権」と呼ばれるべき重要な権利が含まれるべきだと主張する。

たとえば、売買春の合法化をめぐる議論のなかで、角田由紀子は性的自由あるいは「性的人格権」を放棄・譲渡できない権利と考えようとしている。

客の男性は…他では犯罪として許されないことや、女性にとって屈辱でしかありえない行為をも求めることができる。この行為は、ほとんど性的侵害そのものである。それを合理化するのが「自由意思」であろうが、性的自由、性的人格権を金銭によって放棄することはできないと考えるべきではないか。金銭によっては、放棄できないものがあるからこそ、性的人格権がありうるのではないか。人権というものの考え方には、人間存在の核をなす人間の尊厳を確認することに基礎がある。性的人格権は、人間の尊厳の核にある。…そうだとすれば、金銭と引替えでも放棄できないはずの性的自由の放棄を求める売春行為は、人間の尊厳への挑戦である。（角田、2001、pp. 138-139）

中里見も次のように言う。

性的人格権は、身体的自由権と精神的自由権の両方を統合した権利として、一切の強制からの絶対的な保証を要請する。したがってそれは、性が金銭によって売り買いされることを否定するものである。それゆえ、他人の身体を性的に使用する行為は、他人の性的人格権を侵害する行為と評価されなければならない。(中里見、2007b、p. 227)

こうした「性的人格権」を性的自己決定権と別のものにとらえなければならない理由はなんだろうか。もう少し議論を追ってみることにしたい。角田はそれほど詳細な議論を行なっているわけではないので、同様のラインの議論を行なっていると思われる若尾典子と中里見の議論を検討することにする。

若尾(2004)は売買春の合法性・倫理性を考える上で、セックスワークが労働だとしたら、それは雇用労働なのか自営業なのか、という問いが重要であると考え。そして、もしセックスワークが雇用労働だとしたら、雇用者から業務命令として特定の相手とセックスすることを命じられるということになり、性的自由に反することになると主張する。

もし売春労働を雇用関係であるとするならば、雇用者は労働者にたいし「性交・性交類似行為」を客にたいし行うことを要求することになる。すなわち売春者に、性行為における自己決定、どの人といかなる性行為を取り結ぶのかについて、雇用者の指揮・命令に従うことを要請するものとなる。それは、労働者である売春者の性的自己決定権を、あらかじめ雇用者である性業者にたいし、放棄することを意味する。はたして、性的自己決定権は、そのような一括の放棄を認めるものなのか。(若尾、2004、pp. 359-360)

しかし、角田の「性的自由」や「性的人格権」と同様に、若尾の言う「性的自己決定権」も譲渡不可能な権利である。

性的自己決定権が契約によって放棄させられることは、当人の性的自由の侵害となり、性的服従を強いられることを意味する。…性的自己決定権は、あらかじめ契約によって放棄することのできない、人間の基本的な権利である。…女性の自己決定権は、譲り渡すことのできない権利として保障されなければならない。(若尾、2004、p. 361)

中里見も若尾の議論にほぼ同意し、さらに、仮に売春が自営業とされたとしても売買春には問題があることを次のように指摘する。

第一に、現実の社会においては、売春の自己決定は「性的自由を放棄する自己決定である」とみなされ、売買春の現場における女性への性的虐待や暴力を肯定してしまうことにつながる

恐れがある（中里見、2009b、p. 272）。第二に、自営としてのセックスワークを性的自己決定権にもとづいて正当化するならば、セックスワークに関連する業者の営業行為を法的に禁止・規制することが難しくなる（中里見、2009b、p. 273）。したがって、性的自由の内実として「自己決定権」のみを考えるのは適切ではなく、「人の尊厳を確保するためには〈性〉は〈人格〉と切り離されるべきではなく、むしろ〈人格〉を構成するものとして積極的に位置づけられる必要がある」（中里見、2007b、p. 226）として、性的自己決定権とはさらに別の「性的人格権」を認めるべきであるとする。こうして中里見は次のように結論する。

性的人格権は、身体的自由権と精神的自由権の両方を統合した権利として、一切の強制からの絶対的な保障を要請する。すなわち、公権力はおろか、夫の権力、親の権力、血縁的権力、社会的権力——とりわけ経済的権力——を含む一切の権力による強制から自由が保障されなければならない。したがってそれは、性が金銭によって売り買いされることを否定するものである。それゆえ、他人の身体を性的に使用する権利を金銭で売買する行為は、他人の性的人格権を侵害する行為と評価されなければならない。（中里見、2007b、p. 227）

4 売春契約は奴隷契約か

こうした議論はどう評価すべきだろうか。検討してみたい。

まず、売買春契約と、性的自己決定権や性的自由との関係はどのようなものだろうか。はたして売春の契約は、角田や若尾や中里見が示唆するように、性的自由を放棄するものであり、性的自由に反するといえるのだろうか。性的自由には後に述べるように自由の解釈にまつわる複雑な問題問題があるので、まずその一部であると思われる性的自己決定権に反するかどうかを考える。

ここで再度確認すると、性的自己決定権とは、「いつ、どこで、だれと、どのようなセックスをするかを決定する権利」である。仮にセックスワークが雇用労働だとしてみよう。性的自己決定権という点からして、売春雇用契約に問題があるだろうか。

まず、雇用契約について考えてみる。私見によれば、それは若尾のいう「雇用者の指揮・命令」の効力がどの程度であるかに依存するようと思われる。直感的には、どういう相手とセックスすることを「命じられた」のであれ、それに同意しているのであれば性的自己決定権は侵害されていないようにも思える。一方、その相手との性交渉を拒否すれば暴力をふるわれる、巨額の罰金を課せられるなどその命令を拒否できないのであれば、たしかに性的自由や性的自己決定権が侵害されていると言わざるをえない。この場合はたしかに「命令」という言葉が適切であるように思われる。その場合の売春雇用契約は、まさに自分の自由を放棄する奴隷契約以外のなにものでもないように見える。

実はこれは売春を自営業と見た場合にも同じである。売春契約を雇用契約と見た場合に契約の当事者が売春者－雇用者の関係なのに対して、自営業と見た場合には契約は売春者－買春者になる。

こうした売買春契約は奴隷契約であるとする議論をどう評価するべきだろうか。ここで問題を以下のように二つに分けるべきであるように思われる。

- (1) もしそのような奴隷契約であるならば、われわれはそうした契約を結ぶことができるのか／そうした契約の効力を認めるべきか
- (2) 実際のセックスワークの現場での売春契約はそのような奴隷契約に類したものであるか

順序は逆になるが、(2)現実の場での売買春が奴隷契約であるかどうか、という点についてはどうだろうか。実際には売買春において明示的な売買春の契約や、正式な雇用契約が結ばれることはまれであると思われるが、ここではその問題は扱うことができない。私自身は判断する十分な情報をもたないので判断は保留するが、現場に近い松沢（2000b）や要・水島（2005）を読むかぎり、少なくとも店舗型経営の性産業においては一定のルールが定められているはずであって、自由を放棄した奴隷契約であるとするのは行きすぎに思われる。国際的に問題になっている Trafficking の犠牲者のように、体罰や監禁、前借りなどによってそういう奴隷状態に置かれている犠牲者は少なくないだろう。性的自己決定が重要であると認める場からすれば、そういう状態は断じて許されるべきではないのはもちろんである。また、セックスワーク論者たちもそうした状況に反対するのは自明であるように思われる。

さて、(1)の奴隷契約は有効であるかという問いに対してノーと答えるのは自明であるようにも思われるが、ここで自己決定と奴隷契約の関係についてももう少し考察しておくのは有意義であるように思われる。

「自由」や「自己決定」の重要性を最も強く主張した哲学者の一人である J. S. ミルは『自由論』において、個性の自由な発展が個人と人類全体の幸福のために重要であり、政府が本人の利益のために本人の意に反した強制を行なうパターナリズムは正当化されないことを主張した。

文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人になりする危害の防止である。彼自身の幸福は、物質的なものであれ道徳的なものであれ、十分な正当化となるものではない。そうするほうが彼のためによいだろうか、彼をもっとしあわせにするだろうか、他の人々の意見によれば、そうすることが賢明であり正しくさえあるからといって、彼になんらかの行動や抑制を強制することは、正当ではありえない。(Mill, 1859, 第1章、邦訳 pp. 224-225)

しかし、ミルはこうした個人の自由と自己決定の尊重にも限界はあることを認める。ミルは奴隷契約については次のように言う。

…わが国やその他の大部分の文明国では、人が自分を奴隷として売ったりまたは売られることを認めたりする契約を結ぶとすれば、それは無効であって、法によっても世論によっても強制されはしないだろう。人生における自己一身の運命を、自発的に処理する彼の権利をこのように制限する根拠は明白であって、この極端な場合にはきわめて明瞭に理解される。他の人々のためでないかぎり、個人の自由な行為に干渉しないというのは、彼の自由を尊重するからである。彼が自由に選択したということは、彼がそのように選択するものが、彼にとって望ましいか少なくとも堪えうるものであることの証拠であって、彼の幸福は、全体としては、彼に自分自身やり方でそれを追求させることによってもっともよく与えられるのである。しかし、彼自身を奴隷として売ることによって、彼は自己の自由を放棄するのである。彼は、将来における自由の行使を、このただ一つの行為のちには放棄してしまうのである。したがって彼は、自己の身の処し方を彼自身に任せておくことを正当化している、ほかならぬその目的自身を、みずからの手で打ちくたしてしまうのである。(Mill, 1859, 第5章、邦訳 p. 333)

このように、たしかに自由を完全に放棄してしまう奴隷契約はもともとの自由に反するものであるから無効とするべきである。しかし、だからといって、すべての売春の契約が無効ということにはならないかもしれない。というのは通常の売春行為においては、自由や自己決定権はなんら放棄されていないかもしれないからである。

5 ファインバーグの「譲渡できない権利」の分析

たしかに自由は放棄するべきではないだろう。また他にも放棄するべきでない権利、放棄することのできない権利といったものが存在するかもしれない。特に生命に対する権利や自由に対する権利はそのようなものだと考えられる。しかし、正確には、どのような権利が放棄できないのだろうか？ そして性的な自由——誰と、いつ、どのようなときに、どのような性交渉を行なうかに関する自由——は放棄できない権利なのだろうか？ したがって売買春契約のようなものは許されないとすべきなのだろうか。

ここで、性的自由とは別の文脈ではあるが、米国の法哲学者ジョエル・ファインバーグが「譲渡できない権利」という概念について鋭い分析を行なっているので紹介しておきたい (Feinberg, 1978)。

まず、ファインバーグは、権利には自由裁量権 (discretionary rights) と義務的権利 (mandatory rights) の二つの意味がありうることを指摘する。自由裁量権の意味では、私がXについて、

Xをするかしないかを選択することができるばあい、私はXをする権利があるとされる。一方、義務的権利の意味では、私がXについて権利をもつことは、私がそれをしないことは許されず、むしろそれを行なう義務を伴なう (Feinberg, 1978, p. 105)。義務的権利の例としては、たとえば「(初中等) 教育を受ける権利」を挙げることができるだろう。教育を受ける権利は誰もが持っているが、この権利は同時に義務をもともなっている。望むと望まないとにかかわらず、われわれはこの権利を行使し、教育を受けるべきである。しかしこのような義務的権利を、十分な判断能力をもった成人に適用することはパターンリスティックかもしれないことをファインバーグは指摘している。

さらにファインバーグは、「不可譲の権利」(inalienable rights) という概念をとりあげる。しかしこの概念をもちいるときには、「譲渡する」(alienate) という概念を、まずは「剥奪する」(forfeit) や「無効にする」(annul) という概念と混同しないようにしなければならない。おおまかにいって、権利を剥奪されるとは、不正な行為や落ち度によって権利を失なうことであるが、権利を譲渡するとは、自発的に権利を手放すことである。たとえば殺人などの重い刑罰を犯した人は(国によっては) 生命に対する権利を剥奪されることがあるが、これはその人が権利を譲渡したとみなされるべきではない。米国憲法の制定者たちは、生命に対する権利を含む自然権を「不可譲」と考えたのは、それを無効にしたり奪うことができない (indefeasible) ものと考えたのではなく、無効にされることがありえないもの、「たとえ本人が望んでいるとしても、手放したり捨てたりすることができない」ものと考えていたとファインバーグは言う。

ファインバーグはさらに、「譲渡する」には「請求を控える」(waive) と「放棄する」(relinquish) の二つの意味があることを指摘する。権利を保持したまま請求するのを控えることと、権利の所有自体を放棄することは別のことである。私が自分の全財産を他の人にやってしまうとすれば、私は財産権を主張することをやめることになるが、それは財産権自体を放棄するのではなく、むしろ財産権を前提にしてそれをエクセントリックな仕方で行っていると言える。また自由権についても、私が食事を差し入れてもらえるように手配した上で、部屋に入り鍵をかけ、その鍵を外に投げとすれば、私は自由権の請求を控えたといえる。しかし途中で期が変わり食事を差し入れに来た人に鍵を開けてもらうことができるとすれば、私は自由権を放棄はしていない。自由裁量権についてはこのように一時的にその請求を控えるということが可能である。このように、財産権や自由権の場合は請求を控えることと放棄することの区別は容易である⁷⁾。

7) しかし当然予想されるように、「生命に対する権利」についてはさらに分析が必要である。ファインバーグの議論は非常に興味深いので、「権利」に関して理解しておきたい読者はぜひ読むべきである。千葉大学から刊行された『生命・環境・科学技術V』(2000)にジョエル・ファインバーグ「自発的安楽死と生命に対する不可譲の権利」として法野谷俊哉によるわかりやすい要約が掲載されている。

6 売春契約は自由を放棄する契約か

さて、このような分析をふまえた上で、売春契約を考えてみよう。売春契約は本当に性的な自由を放棄あるいは譲渡してしまう契約だろうか？

上のファインバグの区別を前提にすれば、売春の契約は雇用契約であれ、顧客との一对一の契約であれ、「性的な自由を放棄すること」とは考えにくい。

たしかにいったん契約を結んだのちにはその契約に完全に拘束され、その後無期限にそれを撤回することができない場合にはそれは自由を「放棄」したことになる。これが先に見た、ミルが無効だと考える意味での「放棄」である。

しかしおそらく売春契約は無期限の契約ではないだろう。少なくとも1時間、2時間と時間を限ったもののはずである。しかしさらにそうだとした場合、それは時間を限定して自由を放棄している——つまり、時間限定の奴隷契約を結んでいる——だろうか？ おそらく問題は、その契約を途中で放棄することができるかどうかであるように思われる。もし売春契約を結んだ当事者が、途中でその行為をやめれば身体的危害を受けたり、巨額の違約金をとられたりすることになるのならば、それは奴隷契約の一種であり、そうした自由を放棄する契約は無効だと主張するのは理にかなっている。しかし売春契約を結んだとしても、いつでも契約を破棄することができるのであれば——もちろん契約金は返金しなければならないかもしれないが——、それは自己決定の権利を請求するのを控えているだけであると言える。それは奴隷契約とは呼べないし、自由を放棄していると言う必要もない。

したがって、性的自由や性的自己決定権は「当人が自分のさまざまな事情や欲求（たとえば金銭に対する欲求）を考慮に入れた上で、どのような相手とどのように性交渉をもつかを決める自由・権利」と考え、またこうした権利は裁量的権利であると考えれば、売春契約そのものが性的自由を反していると考えする必要はないように思われる⁸⁾。

ただし、もし「性的自由」や「性的自己決定権」を「当人がもつばら自発的な性的欲求にも

8) ここで必ず問題になるのが、ホテル嬢が暴力的で虐待的な買春客を刺殺してしまった「ホテル嬢客刺殺事件」(「池袋事件」)の控訴審判決文である。角田や中里見らはこの判決文は、売春契約が性的自由の放棄を含むことの証左となると主張しているように思われる。しかし、一審および控訴審では、それぞれ「たとえ被告人がAと売春することを合意していたとしても、被告人において、その意思に反してかかる行為までも甘受しなければならない謂れはない」「被告人は、自らの意思により、「ホテル嬢」として四時間にわたり売春することを約して、Aから高額報酬を得ており、…これにより被告人が性的自由及び身体自由を放棄していたとまではいえない」としており、売春の契約がなんら当人の意に反した行為を続けねばならない根拠とはならないことを認めている(『判例時報』1275号 p. 44、同1283号 p. 57)。中里見らは、「(被告人ホテル嬢は)少なくとも、Aに対し、通常の性向及びこれに付随する性的行為は許容していたものといわざるをえないから、被告人の性的自由及び身体自由に対する侵害の程度については、これを一般の婦女子に対する場合と同列に論じることはできず、相当に減殺して考慮せざるをえない」という判決文の文章をもって「自ら客と売買春契約を結んだ結果、買春男性に対して性的自由を(全面的ではないとはいえ)放棄したもとして扱われた」と解釈するが、この解釈が正当であるかどうかを私は確認することができない。というのは、この文章は殺害が正当防衛にあたるかどうかをめぐる文脈のなかで述べられており、もし被害者が行なったのが通常の性行為であればそれが性的自由に対する侵害とみなされる状況ではない、という裁判官の判断を表しているように読めるように思われるからである。しかし私はこのような判決文を十分正確に解釈する能力がないので判断は控えることにする。

とづいて相手と性交渉する自由、あるいは権利」と考えるならば⁹⁾、売春は「性的自由に反する」と言われるかもしれない。しかし、直接・自発的に性的に望まない相手や時に性交渉を行なっている人々は多いだろうし、そのうちの一部は道徳的に問題があるかもしれないが、また多くは道徳的に無害だろう。たしかに、お互いの自発的な性衝動や愛にもとづいた性交渉はそうでない性交渉よりも「よい」ものであるだろうが、そうした「よい」セックスをする義務があるとか、「あまりよくない」性交渉に（同意の上で）参加することが「自由に反する」といったことまでは言いにくいように私には思われる¹⁰⁾。特に、そうした権利が性的自己決定の権利がファイバーグの言う「義務的権利」である——つまりそれを行行使することが当人の裁量にまかされるのではなく義務であるような権利——であると考えことはかなり難しいように思われる。われわれはそのような義務を負っているとは考えにくい¹¹⁾。

7 同意と危害

さて、では角田・若尾・杉田・中里見らの「性的自」や「性的人格権」についての議論は、「性的自己決定権」の話に還元されるのだろうか。彼女らの議論にはもっと評価すべき点があるように思われる。というのは、たしかに「性的自己決定権」にのみ注目し、「自己決定だからなにをしてもかまわない」と考えることは、場合によっては人々の福祉（幸福）を守り促進することにはつながらないかもしれないからである。自己決定権に注目すれば、ある行為が許容されるべきであるかどうかは結局、「当事者の同意」にもとづいて決められるということになる。しかしこの考え方には危険性もある。

よく指摘されるように、社会的・経済的弱者は同意を実質的に強制されたり、搾取されたりしやすい¹²⁾。そうしたことを考慮した結果、われわれの社会ではたとえば労働の基本条件や最低賃金を定めることによって労働者を保護しているわけである。もしセックスワークが経済的に困窮した結果唯一の選択肢となってしまう、強制的に従事しなければならないまったくの苦行であるならば、われわれがそうした労働者にもっと多くの選択肢があるよう配慮するべきであるのは言うまでもない。

また、われわれはミルが想定していたほど合理的で冷静な判断ができるわけではない。われ

9) 少なくとも杉田聡が「売春が、抱擁・性交・射精などを含む点においてセックスを模した営みと見えたとしても、それが経済行為・サービスとして金銭を媒介に行われるとき、そこで行われる営みはすでに愛し合う者同士の、あるいは互いに性行為そのものへの自発的な意思を有する者同士のセックスでないのはもちろん、それを模してもいない」と指摘するとき、「性的自由の行使」はここで述べたような意味で用いられているのではないかと思われる（杉田、1999、p. 174）。

10) 本論では詳しく扱うことはできないが、「生殖のためのセックス」や「愛を確認するためのセックス」といったものさえ、もっぱら自発的な性的な欲望に動機づけられているとは言いきれないかもしれない。そうだとすれば自分や相手のセクシュアリティや身体をセックス以外の目的のための手段として用いているという点で、道徳的に怪しい側面があるかもしれない。稿を別にして論じるつもりである。Goldman (1977) やMorgan (2003)、Primoratz (1999、特に第2章から第5章)らの議論を参照してほしい。

11) 杉田 (2003) はそうした義務があると考えているかもしれない。

12) 性的な局面での同意（あるいは道徳的に有効な同意）と強制との線引きは難しい。ウェストの議論の詳細な評価も含め、稿を改めて検討するつもりである。

われはミルが考えていたよりもずっと他人から意志を操作されやすく、その結果搾取されやすい¹³⁾。法哲学者H. L. A. ハートは、「ミルは、欲求が比較的安定しており、外的な影響によって人為的に刺激されることの少ない中年男性の心理を、通常の間人が持っているものと考えがちであった」として、成人に対するパターナリズムは一定限度まで認められるべきだと主張している¹⁴⁾。(Hart, 1963, pp. 30-34)

さらに、重要な論点として、同意にもとづいたセックスが当人に危害をもたらすということがあるかもしれない。たとえば、哲学者ロビン・ウェストは「同意にもとづいたセックスも、それが自発的に求められておらず、歓迎されていない (unwelcome) 場合、しばしば同意した人の人格 (personhood)、自律、統合性、アイデンティティに危害をもたらすことがある」と主張する (West, 2010)。

この主張には一部うなずける面がある。われわれが経済的な事情や社会的な事情から、ある行為を行なうことに同意したとしても、それが自発的でない場合に、あるいは本心から望んでいない場合に、それを行なうことによってわれわれ自身がなんかの被害を受けるということがたしかにあるかもしれない。たとえばさまざまな事情から誰かに嘘をつかねばならない状況に追いこまれ、実際に嘘をついたときに、われわれは自分が「手を汚してしまった」と感じたり「誇りが傷ついた」と感じたりすることだろう。そうした違反が重大な場合には、「もはや私は以前の私ではない」と感じたり、実際に精神的な苦痛を感じたりしつづけることになることもあるだろう。このような経験はわれわれの日常生活にあふれている。仮に全体としては同意していても、自発的に望み歓迎できない行為はこういう意味でわれわれを蝕み、傷つけることがある。金銭的な利得やそのさまざまな側面を考慮したうえで性産業で働くことを決めたとたとしても、そうした行為に馴染むことができなかつたり、誇りを保つことができなかつたり、やりがいを感じられなかつたり、不快や罪悪感を感じつづけていたり、苦痛を感じつづけるとすれば、いかに全体としては同意していたとしてもそうした行為はその人を精神的に蝕んでしまうかもしれない¹⁵⁾。

ウェスト自身も認めているように、このような種類の危害に配慮することが、直接に法的・社会的な規制を正当化するわけではない。しかし場合によってはゆるやかなパターナリズムによってそうした危害を防ぐことが望ましいということは十分ありえる。また、こうした被害に着目することが、「性的人格権」を主張する人々の意図を汲むことになるように思われる。

13) ちなみにミルは売春に対する判断ははっきりしていない。「私心ある目的のために、他人の性向を刺激しようとする人々の術策」から人々を自由しておくために、「売春周旋人には罰金刑や禁固刑を科するが売春者にはそのような罰を科さない」という選択肢が社会にありえることを示唆している。(Mill, 1859, 第5章、邦訳pp. 299-330)

14) H. L. A. ハートのパターナリズムの評価については児玉聡 (近刊)、『功利と直観』(勁草書房)の草稿を参考にした。

15) 要・水島 (2005) らの調査によれば、性産業で働く女性のうち、仕事に誇りを持っているひとは61.1%である。また仕事に対する罪悪感があるひとは49.2%、その多くは「内緒にしているから」である。これらのデータは、セックスワークが環境がよければ十分誇りをもつことのできる仕事でありえることを示しているように思われる。セックスワーカーの実態の調査についてはWeitzer (2000) も参照。

8 結論：性と人格ふたたび

最後に、もう一度「性と人格」のむすびつきと売買春の規制について考えてみよう。

第2節では、P 4として挙げた尊厳をもった人という意味での人格と性との結びつきを認め、人格を尊重するならば、ほぼ「性的自己決定権」としての性的自由の尊重が要求されることを指摘した。さらに、セックスワークは性的自由の放棄であるとする見解は、「譲渡」の意味を曖昧にとらえたために生じたものであることを指摘した。一方、第7節ではP 1として挙げた性と心理的な安定性や統一性という意味での人格との結びつきは依然として重要であることを指摘した。一方、P 2の「人となり」としての意味での「人格」と性のむすびつきは認められるものの、それがP 3として人となりの「価値」として考えられた場合には問題が多いだらう。

さて、以上のような議論をふまえると、セックスワークを規制するべきだという議論は次のどれかを根拠にしなければならないように思われる。

- (1) 「よいセックス」をする義務、あるいは「悪いセックス」をしない義務的権利がわれわれにあると主張し、それを強制するための手段として社会的規制を用いる
- (2) 現状の男性優位社会では、売買春に参加する人々は本来の意味での自己決定を行っていない——つまり、すべてなんらかの強制の結果であると主張する
- (3) 本来的な自己決定権を行使している人々がいることを認めながら、強制と性暴力に満ちた悲惨な性産業の現場で苦しめられている人々の救済など全体的な社会的効用のためにそうした自己決定権を否定する
- (4) 売買春が心理的安定・統合性という意味での人格への影響という意味で心理的な危害を与える蓋然性が高いということをなんらかの形で立証する

(1)は判断能力のある成人に適用された場合にはかなり強いパターンリズムとなる。また、「よいセックス／悪いセックス」についての社会の道徳的見解を押しつけるリーガルモラリズムに陥る恐れもある。

(2)について、自己決定と強制の線引きは数々の哲学的問題を含むが、少なくとも、実際のセックスワーカーたちの少なからぬ数が「ワタシが決めた」(松沢、2000a、2003)と主張しているにもかかわらずそれは真の自己決定ではないとみなすのは傲慢であると私には思われる。

(3)の議論は悲惨な強制売春などが行なわれている現状の社会で実践的には重要である。もし強制売春などの悲惨な状況に置かれている人の状況が、売買春の全面的な規制によってしか軽減されないのであれば、この種の規制が正当化されることもありえるかもしれない。しかしこれについては、労働環境の整備や部分的な規制・管理によっては同様の効果はもたらすことが

できないのか、などの事実問題の検討が必要である。また、社会の全体的な効用を考慮するのであれば、もっといろいろなことを考慮に入れる必要があるかもしれない。

(4)も興味深い議論だが、事実問題として立証することは難しいかもしれない¹⁶⁾。

以上のように、さまざまな議論の余地はあるものの、性の自己決定権にもとづいたセックスワーク論を批判する議論はいまのところそれほど成功していないように思われる。

参考文献

- Delacoste, Frederique and Pricilla Alexander eds. (1987) *Sex Work : Writings by Women in the Sex Industry*, Cleis Press. (フレデリック・デラコステ, プリシラ・アレクサンダー編, 『セックス・ワーク : 性産業に携わる女性たちの声』, パンドラ監修, 山中登美子他訳, パンドラ, 1999).
- Farley, Melissa ed. (2004) *Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress*, Haworth Maltreatment & Trauma Press.
- Feinberg, Joel (1978) "Voluntary Euthanasia and the Inalienable Right to Life," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 7, No. 2.
- Goldman, Alan (1977) "Plain Sex," in Alan Soble ed. *Philosophy and Sex*, Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Hart, H. L. A. (1963) *Law, Liberty, and Morality*, Stanford University Press.
- Mill, J. S. (1859) *On Liberty*. (J. S. ミル, 『自由論』, 塩尻公明・木村健康訳, 岩波文庫, 1971).
- Morgan, Seiriol (2003) "Dark Desires," *Ethical Theory and Moral Practice*, vol. 6, pp. 377-410.
- Norman, Richard (1998) *Moral Philosophers: An Introduction to Ethics*, Oxford University Press, 2nd edition. (リチャード・ノーマン, 『道徳の哲学者たち : 倫理学入門』, 第2版, 塚崎智・石崎嘉彦・榎則章監訳, ナカニシヤ出版, 2001).
- Nussbaum, Martha C. (1999) "Whether from Reason or Prejudice : Taking Money for Bodily Service," in *Sex and Social Justice*, Oxford University Press.
- Primoratz, Igor (1999) *Ethics and Sex*, Routledge.
- Weitzer, Ronald ed. (2000) *Sex for Sale : Prostitution, Pornography, and the Sex Industry*, Routledge. (ロナルド・ワイツァー編, 『セックス・フォー・セール : 売春・ポルノ・法規制・支援団体のフィールドワーク』, 岸田美貴訳, ポット出版, 2007).
- Weitzer, Ronald (2005) "Flawed Theory and Method in Studies of Prostitution," *Violence Against Women*, Vol. 11, No. 7.
- West, Robin (2010) "Sex, Law, and Consent," in Franklin G. Miller and Alan Wertheimer eds. *The Ethics of Consent*, Oxford University Press.
- 青山薫 (2007) 『「セックスワーカー」とは誰か : 移民・性労働・人身取引の構造と経験』, 大月書店.
- (2008) 「セックスワーク : 二分法を越える必要」, 『セックスワーク論の再検討』, お茶の水大学 GCOE.
- 赤川学 (1995) 「買売春をめぐる言説のレトリック分析 : 公娼・廃娼論争から〈性の商品化〉問題へ」, 江原由美子 (編) 『性の商品化』, 勁草書房.
- (1999) 『セクシュアリティの歴史社会学』, 勁草書房.
- 浅野千恵 (1998) 「「性 = 人格論批判」を批判する」, 『現代思想』, 第26巻, 第11号.
- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子 (編) (1995) 『セクシュアリティ』, 日本のフェミニズム 6, 岩波書店.
- 上野千鶴子 (1998) 『発情装置 : エロスのシナリオ』, 筑摩書房.
- 江口聡 (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第9号. 京都女子大学.
- (2007) 「国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容」, 『現代社会研究』, 第10号. 京都女子大学.
- (2010) 「ポルノグラフィと憎悪表現」, 北田暁大 (編) 『自由への問い 4 : 表現』, 岩波書店.

16) 中里見はFarley (2004) を典拠としてこの種の議論を展開しようとしているが、この種の調査には批判も多い。Weitzer (2005) などを参照。

- お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(2008)「セックスワーク論の再検討」, 公開研究会記録, お茶の水女子大学.
- 要友紀子・水島希(2005)『風俗嬢意識調査:126人の職業意識』, ポット出版.
- (2003)「セックスワークという問題提起:セックスワークと人権」, 橋本秀雄・花立都世司・島津威雄(編)『性を再考する』, 青弓社.
- 喜多加実代(2005)「性暴力試論:性暴力と人格毀傷性をめぐって」, 『福岡教育大学紀要第2分冊社会科学編』, 第54号.
- 木村光江(2002)『刑法』, 東京大学出版会, 第2版.
- 佐古純一郎(1995)『近代日本思想史における人格観念の成立』, 朝文社.
- 杉田聡(1999)『男権主義的セクシュアリティ』, 青木書店.
- (2002)「反「性=人格」論批判:性暴力批判原理としての「性=人格原則」」, 『帯広畜産大学人文社会科学論集』, 第11巻, 第1号.
- (2003)『レイプの政治学:レイプ神話と「性=人格原則」』, 明石書店.
- 田崎英明(編)(1997)『売る身体/買う身体』, 青弓社.
- 角田由紀子(2001)『性差別と暴力:続・性の法律学』, 有斐閣.
- 中里見博(2007a)「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買:性に関する人権の再定義」, 『社会科学研究』, 第58巻, 第2号. 東京大学社会科学研究所.
- (2007b)『ポルノグラフィと性暴力』, 明石書店.
- (2009a)「「セックスワーク」・性的自己決定権・人格権」, 『ポルノ・買春問題研究会論文・資料集』, 第9号.
- (2009b)「性をめぐる権利と希望」, 東大社研・玄田有史・宇野重規(編)『希望学3希望のはじまり:流動化する世界で』, 東京大学出版会.
- 松浦理英子(1992)「嘲笑せよ, 強姦者は女を侮辱できない:レイプ再考」, 『朝日ジャーナル』, 1992年4月17日号. 井上他(1995)に再録.
- 松沢呉一(編)(2000a)『ワタシが決めた』, ポット出版.
- (2000b)『売る売らないはワタシが決める:売春肯定宣言』, ポット出版.
- (2003)『ワタシが決めた〈2〉』, ポット出版.
- 水島希(2005)「セックスワーカーの運動:それでも現場はまわっている」, 姫岡とし子・中川成美・池内靖子・岡野八代(編)『労働のジェンダー化』, 平凡社.
- 若尾典子(2003)「買売春と自己決定:ジェンダーに敏感な視点から」, 『ジュリスト』, 第1237号.
- (2004)「性の自己決定権と性業者・買春者」, 『フェミニズム法学』, 明石書店.
- (2005)『女性の身体と人権:性的自己決定権への歩み』, 学陽書房.
- (2006)「女性の自己決定権:売買春における性的自己決定権を考える」, 斎藤豊治・青井秀夫(編)『セクシュアリティと法』, 東北大学出版会.